

会 議 録

会議の名称	平成２９年度第１回白岡市参画と協働のまちづくり審議会
開催日	平成２９年１０月２７日（金）
開催時間	午後３時 から 午後４時５０分 まで
開催場所	白岡市役所 庁舎４階 会議室４０３
会長の氏名	内山欣春
出席者（出席委員）の氏名・出席者数	稲垣 操、渡部 勲、中島勝夫、青木伸行、江原 孝、登坂君江、鈴木きよ子、田中文明、西村恵子・９人
欠席者（欠席委員）の氏名・欠席者数	内山欣春・１人
説明員の職・氏名	市民生活部 部長 高澤利光 地域振興課 課長 嶋崎 徹 地域振興課 課長補佐 大久保栄 地域振興課 主査 市民協働担当 内田英俊 地域振興課 主事 市民協働担当 川越沙織
事務局職員の職・氏名	市民生活部 部長 高澤利光 地域振興課 課長 嶋崎 徹 地域振興課 課長補佐 大久保栄 地域振興課 主査 市民協働担当 内田英俊 地域振興課 主事 市民協働担当 川越沙織
その他会議出席者の職・氏名	傍聴者 １人
会議次第	１ 開会 ２ 委嘱書の交付 ３ 市長挨拶 ４ 委員自己紹介及び市職員紹介 ５ 会議運営要領について ６ 会議事項 (１) 会長及び副会長の選出について (２) これまでの経緯・関係条例等について

	(3) 今後のスケジュールについて (4) その他 7 閉会
--	--------------------------------------

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
事務局（嶋崎課長）	1 開会 嶋崎地域振興課長の進行により会議が開会した。
小島市長	2 委嘱書の交付 小島市長から委員に委嘱書の交付がなされた。
小島市長	3 市長挨拶 小島市長から挨拶がなされた。
	4 委員自己紹介及び市職員紹介 各委員が自己紹介した後、嶋崎地域振興課長から事務局職員の紹介がなされた。 （小島市長退席）
事務局（嶋崎課長）	5 会議運営要領について 嶋崎地域振興課長から会議運営要領の説明がなされた。
事務局（嶋崎課長）	6 会議事項 (1) 会長及び副会長の選出について（進行 嶋崎課長） 会長・副会長につきましては、委員の互選により選出すると規定されてございます。 何か御意見がございましたら、挙手にてお願いしたいと存じますが、ここで、本日御欠席の内山委員さんの御意向を事前に伺っておりますので御報告させていただきます。会長・副会長の選出につきましては、皆様に一任いたしますとのことでした。
事務局（嶋崎課長）	御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

事務局（嶋崎課長）	初めての会議ということもございますので、なかなか御発言も難しいと思いますので、委員の皆様の御紹介を兼ねて名簿の表記について御説明申し上げたいと思います。 1号委員と表記されている方につきましては、市が公募を行いまして、自ら手を挙げていただいた委員さんでございます。 恐れ入ります。お手元の資料3を御覧いただきたいと思います。 そちらの第3条第2項に記載されております。（1）、（2）、（3）というのが、それぞれ1号委員、2号委員、3号委員を意味しております。 1号委員は御説明申し上げましたとおり、公募に応じた方でございます。 次の2号委員につきましては、知識経験を有する方ということで、我々の方でまちづくり審議会において御意見をいただきたいたいとする各団体さんをお願いし、御推薦をいただいた方でございます。 3号委員は、その他市長が必要と認める方ということで、現在、男女共生の広報誌編集委員を務めておられるA委員さんをお願いしたところでございます。 10人の委員さんの関係につきましては、そのようなかたちでございます。 また、前回のまちづくり審議会から引き続き委員さんをやっている方が2名いらっしゃいまして、1人が1号委員のB委員さん、もう1人が2号委員のC委員さんでございます。 事務局から御紹介させていただきました。
事務局（嶋崎課長）	何か御意見はございますでしょうか。
D委員	会長・副会長は、私みたいに初めて参加する者よりも、内容もよく分かっておられる経験者のお二方をお願いできればと思います。

事務局（嶋崎課長）	ありがとうございます。 今、D委員さんから御経験のある方という御意見を頂戴いたしました。 他に御意見のある方はいらっしゃいますか。
E 委員	私もその方がよいと思います。
F 委員	賛成です。
事務局（嶋崎課長）	そうしますと、会長・副会長は、B委員さんとC委員さんをお願いしたいということですが、B委員さんから何か御発言はございますでしょうか。
B 委員	私は協働関係の審議会は続けて参加させていただいておりますが、前回の審議会の会長はC委員さんでしたので、引き続き会長をお願いするというのも1つの考え方だと思います。
事務局（嶋崎課長）	B委員さんの方からC委員さんに引き続き会長をしていただいてもよろしいのではないかと御意見がございました。 C委員さんに会長をお願いすることによろしいでしょうか。 （会場から拍手あり）
事務局（嶋崎課長）	ありがとうございます。 それでは、他に御意見は無いようでございますので、C委員さんを会長に選出させていただくことといたします。 続きまして、副会長の選出に移らせていただきます。 副会長の選出につきまして何か御意見はございますでしょうか。

事務局（嶋崎課長）	御意見無いようでしたら、先ほどの流れがござい ます。御経験のある方がもう 1 人いらっしゃいますので、よ ろしければ B 委員さんに副会長をお務めいただくのはいかが でしょうか。 B 委員さんいかがでしょうか。
B 委員	そういうことでしたら構いません。
事務局（嶋崎課長）	皆様よろしいでしょうか。 （会場から拍手あり）
事務局（嶋崎課長）	ありがとうございます。 それでは、御意見もないようですので、副会長の選出につ きましては B 委員さんをお願いしたいと思います。B 委員さ んには副会長ということで、前の方に席を移動していただき たいと思います。 （副会長が席を移動）
事務局（嶋崎課長）	それでは、副会長さんにお一言御挨拶を頂戴いたしたいと 思います。
渡部副会長	ただいま、副会長に選出いただきました渡部でございます。 会長の内山さん共々よろしくお願いいたしたいと存じます。 本日は、第 1 回会議ということで、この審議会の運営につ いての 1 番基本的なところを皆様に御確認いただくという回 でございます。 今後ともよろしくお願いいたしたいと存じます。
事務局（嶋崎課長）	それでは、審議会条例第 6 条の規定によりまして、本来で あれば今後の進行を会長にお願いするところでございます

	が、本日不在でございますので、副会長さんをお願いしたい と思います。 渡部副会長さんお願いいたします。
渡部副会長	(2) これまでの経緯・関係条例等について（進行 渡部副会長） それでは、事務局の方から議事を引き継ぎまして、進行を 務めさせていただきます。 本来は、会長の内山さんが進行するところではござい ますが、よろしくお願いいたします。 これまでの経緯、関係条例についてということで、既に資 料は事前に送っていただいておりますが、改めて事務局から 御説明をお願いしたいと存じます。
事務局（内田主査）	《資料３に基づいて、内田主査から説明がなされた。》
渡部副会長	以上が事務局からの説明でございますが、これについ て質疑に入りたいと思います。何か御質問や御意見等ご ざいましたらお願いします。
渡部副会長	少々補足させていただきますが、第２条の「市政にお ける参画と協働のまちづくりの推進に関する事」、 「市民活動に関する情報を収集し、又は発信する場所の 検討に関する事」については、前回の審議会の中でも 議論してきましたし、市長からの諮問に対して答申も行 いました。 その前身の自治基本条例市民推進会議なども踏まえ て、この参画と協働のまちづくり審議会条例というもの ができたわけです。 そういう長い経緯・歴史がありますので、それを踏ま えて今日があるという点を押さえておいていただきた いと思います。
渡部副会長	何か御意見等ございましたらお願いいたします。

	特に無いようでしたら、次に進みたいと思います。
事務局（内田主査）	《資料４に基づいて、内田主査から説明がなされた。》
事務局（川越主事）	《資料５に基づいて、川越主事から説明がなされた。》
事務局（内田主査）	《資料６～１０に基づいて、内田主査から説明がなされた。》
渡部副会長	ありがとうございました。 事務局から説明がございました。これについて、何か御意見・御質問等はございますでしょうか。
渡部副会長	時系列でお話いただいて、私は非常に分かりやすかったのですが、要するに、ここに至るまでの長い経緯があるということですね。住民投票条例にしても、市民参画条例にしても、今までの審議会等の会議や事務局との打ち合わせ等の中で作られたもので、１日にして出来上がった訳ではないということです。 それだけに我々としては、この経緯・事実を大事にして、今後考えていかねばならないと思っています。 いかがでしょうか。何かこれについての御意見・御質問等はございませんか。
F 委員	白岡市参画と協働のまちづくり市民提案制度は、年齢が１６歳以上で５人以上であれば提案できるということですよね。
事務局（内田主査）	はい。
F 委員	これは何を提案してもよいのですか。 例えば、職員に対しての意見ではいけないとかそういった制限はないのですか。

事務局（内田主査）	御質問の事項につきましては、資料８の４に「提案に係る書類は、次に掲げる事項に該当することを確認する」とあります。そちらの①に「提案の内容が、市における参画と協働のまちづくりを推進するものであると認められること」とありますので、協働の促進あるいは参画の手続きや方法論として、こういったものがあつた方がよいのではないかということを提案できる制度であると考えます。 したがいまして、制限があるというよりも、自ずと内容が絞られてくるものと考えています。 一方、この制度は、市の回答までを義務付けていますので、５人以上であれば御意見を頂戴できますし、いただいた内容の担当部署が実現可能かどうかをしっかりと検討し、回答させていただくことになります。
F 委員	提案するときに、ある程度の枠組みというものはないのですか。 例えば、国のことではだめでしょうけど、まちづくりのどういうことだったらよいのかといった枠はないのですか。 また、それに係る回答は、どのくらいの期間でいただけるのですか。
事務局（内田主査）	お配りした資料には記載がないのですが、回答期限を決めており、６０日以内に回答することになります。 F 委員さんがおっしゃるように、いろいろな場面が想定されますし、御提案は幅広く受けられますが、それはあくまでも白岡市においての参画と協働を推進するための御提案ということになります。 つきましては、いずれかの担当課において現実的に検討できる事項だと思います。 そういう意味では、こちらで制限をかけているということではないのですが、そういった主旨を踏まえて御提

F 委員	案いただく制度ということになると思います。
事務局（内田主査）	では、不採択の回答をいただいても、同じ内容で再提案ということはできるのですか。
F 委員	あくまでも仮定の意見ですので何とも言えないですが、お断りした理由が、例えば、金銭的なものなのか制度的なものなのかということにもよると思います。 この制度は、実現可能であれば採択するというのが基本的な方針です。
事務局（内田主査）	そのために提案制度を設けていると思いますが、例えば5人以下ではいけないのですか。 はい。 類似の制度として「市長への手紙」制度がございます。 本来は、市長への直接的な政策提言制度であると認識しておりますが、現状は御意見を自由に頂戴する制度として機能していると認識しております。 市長への手紙との違いですが、市民提案制度では、いただいた御意見に対して、市として実現可能かどうかを検討しなければならないということが定められています。 市が実施すべきかを検討するに値する内容であるとするならば、それは複数人の同意が必要であると考えています。 その目安として、5人と定めています。 なぜ5人なのかという根拠はありませんが、一定数以上の方の同意を得たもの、御賛同いただいたものを御提案いただくことを前提としております。
F 委員	それで5人以上ということなのですね。

事務局（内田主査）	はい。
渡部副会長	よろしいですか。 それ以外に何かございますか。
D 委員	資料 4 の 2 ページ目に直近 2 年間の内容がありますが、振り返ってみてポイントとなるようなことがあればお話いただきたいと思います。 それから、他市市民活動センターの視察についても、参考となることがあれば教えていただきたいと思います。
事務局（内田主査）	前任の任期を振り返っての成果ということだと思いますが、まず 1 点目に自治基本条例の検証が大きいと思います。 検証に当たっては、自治基本条例が時代に合っているか、内容が市民の自治に寄与しているか、そういった視点で行いました。初めての検証でしたので、その 1 歩を踏み出したということが大きかったかなと思います。 それを受けて、今後どういったかたちで検証していくのかという視点で、その後に御審議をいただきましたので、そういった考え方の整理が行えたということが 2 点目です。 3 点目に他市の市民活動センターを視察したことで、施設に必要な機能や、市民の方の施設への関わり方を勉強できたことです。視察結果を資料としてまとめたものがあるのですが、口頭で説明するよりもその資料を見ていただいた方が分かりやすいと思うので、後日お渡ししたいと思います。
D 委員	ありがとうございます。
渡部副会長	よろしいですか。

D 委員	はい。
渡部副会長	その他に何かございますでしょうか。 長い期間に及ぶもので、なかなか一口にお話できないですが、1 番分かりやすいのが市長にお渡しした答申書を御覧いただくことだと思います。市のホームページに掲載されていますので、こちらを御覧いただくと、課題に対して委員がどのように取り組んで、結論を出したかが分かると思います。 それから、市民活動の場に関する問題も非常に大きな問題ですが、こちらも今年の 1 月に他市を回りまして、実情を見てきました。こちらにつきましても、資料にまとめてございますので、是非御覧いただきたいと思います。 いずれにしましても、まだまだ道半ばだと思います。これまで関わってきた者としましては、なんとか先へ進めたいと思っています。
渡部副会長	それ以外に何かございますでしょうか。御質問等ございましたら是非お願いします。
渡部副会長	以上としまして、(2)これまでの経緯・関係条例等についてを終わりにしたいと思います。 続きまして、(3)今後のスケジュールについて、事務局から御説明をお願いしたいと存じます。
事務局（内田主査）	(3) これまでの経緯・関係条例等について 《資料 1 1 に基づいて、内田主査から説明がなされた。》
渡部副会長	ありがとうございました。 以上が事務局からの説明でございますが、これについて何か御質問見等ございましたらお願いします。

渡部副会長	この検証につきましては、非常に大きなテーマでございます。自治基本条例に規定がございましたが、その条例に基づいて行うもので、この審議会の任期の半分を占めるものでございます。 前回の審議会では試行錯誤でやってきて、まだ完成したかたちになっていません。この検証を引き続き行って、白岡スタイルを確立していかなければならないと思っています。 検証は、任期後半非常に大きなテーマになりますので、是非一つお願いしたいと思います。
渡部副会長	このスケジュールについて、御質疑等ございますでしょうか。
F 委員	平成２８年度の実績について、よろしいでしょうか。 先ほど私がお尋ねした市民提案制度は、提案されたリストみたいなものが市のホームページか何かに掲載されているのでしょうか。 また、その提案に対する採否は公開されているのでしょうか。
事務局（内田主査）	市民提案制度は、これまで提案されたことはありません。
F 委員	そうですか。 では、この制度はあまり知られていないということでしょうか。それとも、不満はないということでしょうか。
事務局（内田主査）	先ほど、前回の検証でアンケートを行ったとお話しましたが、自治基本条例の認知度はあまり高くないという結果が出ておりまして、参画条例も同様です。住民投票条例だけは、ニュース等の報道がなされておりますので

	6割程度の認知度があったと思いますが、基本となる2つについては認知度が低いという現状です。 そのことからしますと、それに付随している制度ですので、さらに認知度が劣るというところだと思います。 このアンケートを行うに当たり、参画と協働のまちづくりサポーター制度のPRも併せて行ったのですが、そこで初めて認識していただいて、お申込いただいた方も多くいらっしゃいました。 周知していくのは、なかなか難しいですが、そういったことも継続して行っていかなければならないと考えています。
F 委員	菁莪・大山地区の活性化サポーター募集が広報に載っていましたよね。サポーターというのは、他にもあるのですか。
事務局（内田主査）	具体的に地域活性化ということで仰っているのだと思いますが、それは今回の総合振興計画の重点プロジェクトですので、そういうふうに参加者を募って行うというのは、あまり無い形式だと思います。 その代わり、各種審議会は多数ございますので、それについては随時募集をかけていて広報に載せております。
F 委員	認知度が低いということですか。
事務局（内田主査）	そうですね。今はそういう状況だと考えています。
渡部副会長	よろしいですか。
F 委員	はい。
渡部副会長	いろいろな工夫や試行錯誤はしています。必ずしも周

	知はされていないですし、我々市民も理解し足りない部分、あるいは活用しきれていない部分もたくさんあります。 どの程度お役に立てているのかは自信ありませんが、実は、私とDさんは参画と協働のまちづくりサポーターに登録しています。 いろいろなものがあるのですが、なかなか市民がよく分かっていないのが現状です。 それは、市民側の努力不足もあるかもしれないですし、行政側の周知が足りないのかもしれないですし、双方が努力していかなければ上手くいかないですよ。受け皿はいろいろあるので、これを活性化して是非知っていただきたいと思います。
F 委員	縦横斜めの関係で上手く連携していければよいですよ。
渡部副会長	そうですね。 いかがでしょうか。それ以外に何かございますでしょうか。 もし、無いようでしたら、(3)今後のスケジュールを終了させていただきたいと思います。 続きまして、(4)その他について、事務局からお願いいたします。
事務局（内田主査）	(4) その他 《内田主査から委嘱承諾書の提出について依頼がなされた。》
渡部副会長	以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。 本日は、急遽会長代理で議事を進めさせていただきま

事務局（嶋崎課長）	した。大変不慣れで失礼いたしました。 また、今後とも一つよろしくお願いしたいと思いま す。 ありがとうございました。 7 閉会 渡部副会長、突然の御指名での議事進行、大変ありが とうございました。 皆様、長時間大変お疲れ様でございました。 これをもちまして閉会とさせていただきます。
議事のでん末・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。 平成 年 月 日	